

第1回 愛知県犯罪被害者等の支援に関する指針策定検討会議における取りまとめの方向性に係る主な委員意見の概要と骨子案での対応

項目	意見概要	骨子案における対応
資料の構成について	<p>以下体制に関する事項を、三の「総合的かつ計画的に推進していくために必要な事項」に書き込んでいくことが大事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府内、愛知県という組織の中で各部署がどのように連携していくのか ・市町村で実施すべき施策、市町村にお願いしたい施策ということについて、ばらつきのないように県が市町村に協力する、サポートしていくための体制 ・多機関との連携についてどのようにしていくか。 	<p>「三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」に「総合的な支援体制の整備」を追加し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県庁内における連携 ・市町村との連携 ・関係機関との連携 <p>を位置づけ</p>
府内の連携体制について	犯罪被害者の支援は、複数の課に跨がることとなるため、それを取りまとめ、府内で連携を図れるような会議体として、国と同じように、国の犯罪被害者等施策推進会議と同じようなものを設けるということが必要	
府外との連携体制について	府内との連携プラス市区町村との連携を図っていくために、県が、県下の市区町村と一体となって取り組んでいくというような検討の会を設けてていき、定期的な施策の検証を行うことが必要	
支援の流れの確立について	被害者の方が市区町村や警察、県、支援団体、弁護士、法テラスなど、どの窓口に相談したとしても、ちゃんと支援のペルトコンペアに乗り、皆一律に同様のサポートを受けられるという幹の部分として、支援のフローをちゃんと確立するということが重要	
	潜在化している被害者の方達が、身近な自治体で安心して相談する場所が必要であり、そのためには、地方公共団体での被害者の支援の推進や、支援のフローが明確になる形で記載されることが必要	重点課題に「明確な支援フローが確立されていないこと」を位置づけ
	県民も含め、被害者もどこに相談に行ったらいいの、というのが一番困る。ここに相談窓口があるんですけどということを明確にしなければ、その後の支援には絶対に繋がらない。どこから相談が来ても必ず支援のレールに乗ることを実現するために、この条例を制定したと考えている。	
相談窓口の設置と体制の強化について	弁護士会、法テラス、労働局などのどこに相談があっても被害者の情報が集約されるとともに、被害者の情報に対して、どのような支援が必要かということを判断して、関係機関へ支援要請ができる機能をもった場所を作っていただきたい。	
	まずは相談窓口、ここに被害者が行けばいいというのを明確に分かるものを設置してもらいたい。	重点課題に「被害者等に支援の入口が認知されていないこと」を位置づけ
	相談窓口に、異動等を伴わない、少しでも長期的に当たっていただく方を置いてもらいたい。	重点課題に「明確な支援フローが確立されていないこと」を位置づけ
地域住民の理解の必要性について	地域住民も含めて、色々な方が我が事・丸ごととして被害者支援に取り組むためには、被害者等支援が地域住民の安心、安全なまちづくりに寄与する取組として進められ、自治体の関心を高める一つの方向性を作るものになるとともに、地域住民の理解を得ることが必要	重点課題に「犯罪被害者等支援に関して十分に県民の理解や意識の醸成ができていないこと」を位置づけ
被害者支援の底上げについて	被害者支援を底上げしていくには、県民、市民が被害に遭ったらここに行くといいということを、知識として持つことが必要	
支援の見直しを行う組織について	指針の見直しとは別に、現に行う支援がどうなのかというのは、何か具体的に起こった問題に対処する場がないといけないと思うので、指針の見直しをどうするか、検証とは別に、実際の支援にどう対応していくかということを検討する組織を、この指針で設置していただきたい。	県の施策については府内の連携の中で、市町村・関係機関を含めた体制で行われる支援については、愛知県被害者支援連絡協議会（※）を活用して検討していく。

※ 令和4年4月1日より、愛知県犯罪被害者等支援条例第9条を設置根拠としている。